

前大和市長による公共施設関連工事のやり直し指示に関する

第三者追加調査報告書

2025年（令和7年）3月27日

第三者調査受託者

弁護士 木村保夫

前大和市長による公共施設関連工事のやり直し指示に関する

第三者追加調査報告書

2025年（令和7年）3月27日

第三者調査受託者

弁護士 木 村 保 夫

第1章 調査の目的	… 1 ページ
第2章 調査の方法	… 1 ページ
第3章 認定した事実	… 3 ページ
第4章 認定した事実に基づく受託者の意見	… 14 ページ
第5章 調査を終えて—今後に期待すること	… 21 ページ

第1章 調査の目的

当調査は、大和市から弁護士2名、一級建築士1名がそれぞれ受託したものである。その委託業務契約書の仕様書「4 業務目的」によれば、「6 調査対象」の表に掲げる各公共施設関連工事に係る前市長によるやり直し指示の有無及び当該指示が認められた場合には当該工事の執行の妥当性を確認するため、その経緯及び金額、また予算執行、工事代金の流れ等について関係書類及び関係者を調査し、公正中立な立場から、関係法令等を踏まえ、事実関係の究明、把握及び認定、報告書（再発防止策等の提言（令和6年6月27日付け「前大和市長による公共施設関連工事のやり直し指示に関する第三者調査報告書」において提言済のものを除く）を含む。）の作成等を行うことが目的である。このうち事実認定、報告書の作成等は、当職が担うことになっている。

そして、調査の対象となる施設として以下のものが掲げられている。

やまと公園「令和2年度以降の大規模改修工事に係る部分」

こどもの城「全体」

第2章 調査の方法

はじめに以下文中に「前市長」とあるのは、特にことわりがない限り前大和市長である大木哲氏を表すことを注記する。

1 現地調査

受託者は、令和6年11月6日、調査対象である「やまと公園」及び「こどもの城」(外部)の現地調査を行った。次いで、同年12月12日、「こどもの城」(室内)の現地調査を行った。

2 関係記録の精査

受託者は、大和市役所会議室に調査対象の工事に関係する市が保管する書類を調査対象工事ごとにすべて用意させ、膨大な資料の中から関係する書類を発掘して、精査し、それらの客観的資料から認定できる事実をまず確定した。

大和市役所において調査を行った日は以下のとおりである(ヒアリングの日を含む)。その他、受託者は各自の事務所において調査を行った。

令和6年11月6日、25日、26日

令和6年12月6日、12日、19日

令和7年1月20日、28日

令和7年2月14日、21日

令和7年3月7日、19日

合計12回

3 関係者からの事情聴取

次いで受託者は、対象工事ごとに順次当時の担当職員、業者の担当者から事情聴取を行い、客観的資料から認定できる事実の確認と付随する事実を補完した。受託者が、事情聴取を行った関係者は、次の表のとおりである(敬称略)。なお、今回の調査においては大木哲前市長からの事情聴取は不要と判断した。

事情聴取 の日時	対象工事	肩書/業者名		氏名
		施工当時	ヒアリング時点	
令和7年 1月20日	こどもの 城	こども部ほい く課長	市長室危機管理 課長	■■■■■
同上	やまと公 園大規模 改修工事	環境農政部み どり公園課長	環境施設農政部 環境管理センタ ー廃棄物対策課 資源・廃棄物対 策係副主幹	■■■■■

事情聴取 の日時	対象工事	肩書／業者名		氏名
		施工当時	ヒアリング時点	
同上	こどもの 城、やまと 公園休憩 所	総務部公共建 築課長(令和3 年3月31日 までは総務部 公共建築課営 繕係長)	総務部公共建築 課長	■■■■■
令和7年 1月28日	同上	総務部公共建 築課長	街づくり施設部 長	■■■■■
同上	こどもの 城	(株)内藤ハウス ■■■■■	(株)内藤ハウス ■■■■■	■■■■■
同上	こどもの 城	(株)内藤ハウス ■■■■■	(株)内藤ハウス ■■■■■	■■■■■

第3章 認定した事実

第1 やまと公園大規模改修工事について

1 契約状況

(1) 当初契約（資料 E-1 の 1～5）

- ① 令和2年11月25日契約、工事代金8727万4000円
既存施設の撤去、敷地造成、東側一部造成等。
- ② 令和3年10月14日契約、工事代金1億3030万6000円
植栽基盤工、公園施設等撤去、移設、園路広場整備、修景施設整備等。
- ③ 令和3年11月4日契約、工事代金1億2961万3000円
給水、雨水、汚水、電気、サービス施設、管理施設整備工等。
- ④ 令和4年6月15日契約、工事代金1億1326万7000円
給水設備、遊戯施設、サービス施設整備工等。
- ⑤ 令和4年6月22日契約、工事代金6551万6000円
植栽、園路広場整備、遊戯施設整備工等。

(2) 変更契約その1（資料 E-2 の 1～3）

- ① 令和3年9月3日契約 1296万6800円増額

現地精査結果に伴う数量増減、石積の石再利用不可に伴う材料変更等。

② 令和5年1月13日契約 253万2200円増額
マンホールトイレの配置変更および車いす対応への変更、ミストの増、メッシュフェンスの増等。

③ 令和5年1月4日契約 1572万2300円増額
芝生面積の増、中低木の本数増、健康遊具の仕様変更、幼児用遊具の増減、メッシュフェンスの増、擬木テラスの設計変更による増等。

※ この他に、コロナの影響による工事全体の遅れのための工期延長契約が2本。

(3) 変更契約その2 (資料 E-3 の 1~2)

① 令和4年12月16日契約 155万9800円減額
記念碑の場所変更、擬木階段段数減、舗装内容の変更、防球ネット撤去範囲の増等。

② 令和4年12月16日契約 706万5300円減額
門扉の仕様変更によるウォール構造変更、手洗い場増、雨水浸透貯留計算の是正による一部設備の減、電気設備の増減、照明灯のデザイン変更、一部設備の場所変更等。

(4) やまと公園整備に関わる付帯工事契約 (資料 E-4 の 1~8)

① 令和4年8月1日契約 工事代金125万1800円
標識移設、間詰コンクリート工、支障樹木伐採、伐根等。

② 令和4年8月9日契約 工事代金45万5400円
大和市PRボード設置。

③ 令和4年9月9日契約 工事代金128万7000円
ソーラーLEDブロック設置。

④ 令和4年11月21日契約 工事代金99万円
土砂流失防止、自転車出入口確保等。

⑤ 令和4年12月1日契約 工事代金123万2000円
高木伐採、伐根等。

⑥ 令和4年12月12日契約 工事代金120万3400円
歩車道境界ブロック水抜き部モルタル工、駐輪場マーク施工、防火水槽蓋嵩上げ、既設フェンス撤去等。

⑦ 令和5年1月20日契約 工事代金31万7900円
ボール遊び広場制札版、駐輪場フェンス工事等。

⑧ 令和5年2月13日 工事代金83万7100円

目土鋤取り、砂敷均し工事等。

2 契約書面等の検討（変更等の合理性等）

- (1) 変更契約、付帯工事契約に関する契約書面その他を見る限り、その書面上からは不合理な変更、説明困難な変更等は認められない。
- (2) 変更契約その1は、いずれも現地調査の結果、何らかの変更を余儀なくされたもの、その後の工事の進捗に伴い、何らかの変更を余儀なくされたものと見ることができる。変更契約その2も工事の進捗に伴った必要な変更と見ることができ、付帯工事契約においても、不必要な工事が行われた形跡はない。
- (3) 工費の増額という観点から見ると、変更契約その1のうち、令和3年9月3日契約分は1296万6800円増額しているが、現地を精査した結果、がれき処分の数量の増加や、コンクリート縁石の増加によるものである（資料E-2の1）。令和5年1月13日契約分の253万2200円増額については、マンホールトイレの配置変更および車いす対応への変更、ミストの数の増加であり（資料E-2の2）、令和5年1月4日契約分の1572万2300円の増額は、芝生面積の増加、中低木の本数増加、健康遊具の仕様変更、擬木テラスの設計変更によるものである（資料E-2の3）。これらはいずれも工事着手後発生することに対する対応や合理的理由による変更でそれにとまなう工事費用の増額に特に問題は認められない。

なお、変更契約その2においては、いずれも工費の増額は認められない。

- (4) もっとも、少なくとも契約書面その他の資料からは、前市長による合理的理由なき指示等による変更と解される事情を見出すことができず、契約書面等の検討からは問題を指摘することはできない。

3 前市長と職員等との打ち合わせ記録等

- (1) やまと公園大規模改修工事に関する前市長との職員等の打ち合わせ記録は、令和元年8月6日から始まる。やまと公園大規模改修工事に関する最も早い契約は令和2年11月25日であるから、その約1年3ヶ月前から打ち合わせ記録が残っているということになる。

その数量は日によって異なるが、少なくとも1頁、多いときには数頁にわたり、内容はかなり詳細であって、どのようなやりとりがあったか、よく理解できるものであった。ちなみに、ここまで詳

細な打ち合わせ記録は、前回の第三者調査、すなわち、やまと公園大規模改修工事よりも古い時期の公共工事等では見られなかったものである。

これらの打ち合わせ記録等の精査にあたっては、前市長から何らかの変更等の指示があったか、仮にあったとして、その時期はいつか（契約締結より前か後か、工事着手より前か後か等）、その変更等の指示に合理的な理由を見いだせるかという観点から、これを行った。

(2) 以下においては、その打ち合わせ記録等からいくつかの気になる点を指摘する。

① 令和3年1月21日（資料 E-5 の 1）

前市長より、やまと公園の樹木を切りすぎている旨の指摘。これにより、その翌日の伐採作業が中止になった模様であるが、工事に与えた影響は確認できない。

② 令和3年1月22日（資料 E-5 の 2）

前市長より、樹木のうち、伐採せずに残す樹木についての具体的指示があった。職員はそのとおり実行する旨回答。大きな問題が発生したわけではない模様。

③ 令和3年1月25日（資料 E-5 の 3）

前市長より、御土居の北西側の形をL型に戻せないかとの指示があり、職員が検討するとの回答。

④ 令和3年2月3日（資料 E-5 の 4）

前市長より、樹木を伐採しすぎとの指摘。ただし、従前の前市長の指示と変遷しているとの指摘もある。いずれにしても、前市長から「切ってしまったものは仕方がない」との発言もあり、大きな問題が発生したわけではない模様。

⑤ 令和3年4月19日（資料 E-5 の 5）

前市長より、御土居の高さについての変更指示があったが、職員がその必要はない旨の回答をし、それ以上の議論には発展しなかった模様。

⑥ 令和3年4月28日（資料 E-5 の 6）

前市長より、公園内の休憩所の位置についての言及があったが、その内容は従前の指示から変遷している模様。これについて、大きな問題が発生したことは確認できない。

⑦ 令和3年5月12日（資料 E-5 の 7）

前市長より、御土居の高さについての言及があったが、従前の

自分の発言を失念している模様。結局のところ、大きな問題には発展していない。

⑧ 令和3年7月5日（資料 E-5 の 8）

前市長より、ミストの設置についての言及があった。ミストとは、暑い時期に霧状の水が出る装置である。従前の前市長の指示は「設置しない」ということのようにであったが、この日は「設置する」との指示。指示に変遷があるが、従前、全く検討対象外であった事項ではなく、職員と協議の上での決定であり、合理的理由のない変更指示とまでは言えない。

第2 やまと公園内の休憩所の建設工事について

1 工事概要

やまと公園内に休憩所鉄骨造平屋535.65㎡を新築する工事である。その付帯工事として電気設備工事、機械設備工事、太陽光発電設備工事、外構工事、家具工事を行った。

工事に先立ち、株式会社環研と令和2年6月8日設計委託契約を締結し、監理についても令和3年12月24日委託契約を締結した。

大和市の担当部局及び担当職員は、環境農政部みどり公園課（ 課長、 公園整備係長）、総務部公共建築課（ 課長、 営繕係長、 営繕係長）であった。

2 事業内容

大和市が、やまと公園に建設する休憩所の新築工事を発注するものである。以下のとおりの契約を締結している。

- (1) 設計委託、監理委託：株式会社環研、担当 氏（資料 F-1、F-2）
- (2) 実施設計業務委託：セントラルコンサルタント株式会社（資料 F-3）
- (3) 建築工事（資料 F-4 の 1）令和3年9月6日仮契約、令和3年12月21日議決を得て本契約

施工者：ミヤマ建設株式会社

工期：令和3年12月22日～令和4年8月31日

工事費：2億3100万円、議会案件

第1回変更契約により、工事費304万8430円増額（資料 F-4 の 2）、第2回変更契約（資料 F-4 の 3）により、完成期日を令和4年8月31日から令和4年9月14日に変更。工事費の変更はない。

(4) 電気設備工事 (資料 F-5 の 1)

施工者：湯山電設株式会社

工 期：令和 3 年 1 2 月 2 2 日～令和 4 年 8 月 3 1 日

工事費：3 2 8 9 万円

第 1 回変更契約 (資料 F-5 の 2) により、2 7 万 1 7 0 0 円増額、完成期日を令和 4 年 8 月 3 1 日から令和 4 年 9 月 1 4 日に変更。

(5) 機械設備工事 (資料 F-6 の 1)

施工者：原設備工業株式会社

工 期：令和 3 年 1 2 月 2 5 日～令和 4 年 8 月 3 1 日

工事費：4 5 3 2 万円

第 1 回変更契約 (資料 F-6 の 2) により、5 万 5 0 0 0 円減額、完成期日を令和 4 年 8 月 3 1 日から令和 4 年 9 月 1 4 日に変更。

(6) 太陽光発電設備工事 (資料 F-7 の 1)

施工者：株式会社東晃電気

工 期：令和 4 年 6 月 2 日～令和 4 年 1 2 月 1 6 日

工事費：7 4 2 2 万 8 0 0 0 円

第 1 回変更契約 (資料 F-7 の 2) により、4 9 5 万 3 3 0 0 円増額。

(7) 外構工事 (資料 F-8 の 1)

施工者：修都株式会社

工 期：令和 4 年 6 月 2 日～令和 4 年 1 1 月 1 日

工事費：4 9 2 8 万円

第 1 回変更契約 (資料 F-8 の 2) により、完成期日を令和 4 年 1 1 月 1 日から令和 4 年 1 1 月 3 0 日に変更。工事費の変更はない。第 2 回変更契約 (資料 F-8 の 3) により、5 1 万 8 1 0 0 円減額。

(8) 家具工事 (資料 F-9)

施工者：修都株式会社

工 期：令和 4 年 7 月 6 日～令和 4 年 1 2 月 5 日

工事費：9 8 8 万 9 0 0 0 円

3 事業の実施

- (1) 令和 2 年 7 月 8 日、休憩所建築に先立ち公園全体のコンサルについてセントラルコンサルタン株式会社 に依頼し、契約した (資

料 F-3)。これにより公園全体の設計図を作成させてやまと公園の前市長を入れた打ち合わせが資料ではほぼ週 1 回のペースで行われている。

- (2) やまと公園休憩所については計画を本格化するために基本設計を委託するように契約事務を進める話が出ており、令和 2 年 6 月 8 日、株式会社環研と設計契約を締結した（資料 F-1）。
- (3) 令和 2 年 8 月 4 日、環研の■■■■氏が初めて会議に同席し、■■■■氏が専門的な観点で前市長に説明し、対応している（資料 F-10）。その後必要に応じ■■■■氏が参加することになる。令和 3 年 2 月 24 日の会議から WEB 対応になった。
- (4) みどり公園課が作成した会議記録には前市長の指示だけを抜き出して記述しており次回以降にその結果を報告するような形で会議が進行している。

令和 3 年 1 2 月 2 1 日の本契約締結までの間少なくとも 20 回以上の設計に関する会議を前市長含め行っている。結果、建物の内容イメージについて関係者全員共通認識ができています。この結果、工事上の大きな変更はなかった。

また、令和 3 年 1 2 月 2 1 日の工事発注前は設計段階であるから、前市長を含め関係者が様々意見を出して変更していくことは、予算の範囲で合理的な理由によるものであるならば認められるところである。

前市長は休憩室のカウンター幅や天井資材の選定、屋根のデザインなどについて指示を出したり、意見を言ったりしているが環研の■■■■氏の意見を聞いて決めたりして、指示や変更は不合理なものとは認められない。また工事費の著しい変更も認められない（資料 F-10、11、12、13）。

- (5) 建築工事第 1 回変更契約はインフレスライドによる増額で内容変更を行っていない（資料 F-4 の 2）。

建築工事第 2 回変更は工期の変更であり、内容変更は増減 0 円として調整されている（資料 F-4 の 3）。

休憩所建物の変更契約は、カーテンウォールのガラス、消火器の数量、風除室天井仕上げ、点検口の数量、衝突防止マークの仕様、軒天吊り下げルーバー下地鉄骨の色、塗装壁と鏡の位置変更などいずれの変更も比較的軽微なものである。電気工事、機械設備工事の変更も工期と軽微な内容変更にとどまる。

太陽光発電設備工事の変更は 495 万円と金額が比較的大きい

が、発注後にメーカーが製品の生産を中止した結果、仕様について変更したものである。

- (6) 工事着工後は必要に応じ現場であるいは資料をもって市長室で公共建築課■■■■課長から市長説明を行い、指示を受けている。工程についても現場から状況を説明し決定、指示を聞いている。

第3 こどもの城の建設工事について

1 事業内容（資料 G-1）

- (1) 大和市としては初めての公私連携型の低年齢児型保育所であった。今後も見込まれる保育需要の増加に対し、幼稚園を活用しながら待機児童対策をより効果的に実施していくことや就労形態が多様化する中で一時預かり事業や休日保育事業、地域子育て支援拠点事業を同施設内で実施することで子育て支援のさらなる充実を図ることを目的とした。
- (2) 運営手法は、「公私連携型保育所」であり、民設民営でありながら、市町村は協定の締結により提供される教育・保育の機能への関与を明確にできる児童福祉法第56条の8に定める新しい運営形態である。具体的には、旧青少年センター跡地（1721㎡）を大和市が無償貸付して、民間の整備事業者が施設を設計、施工する。市は整備事業者に対して施設建物の建築費などの整備費用を12ヶ月間のリース契約を締結して毎月リース料を支払う形で支払う。市が支払いリースを完了した後には施設は市へ無償譲渡される。また、施設を使った子育て支援事業は大和市が民間の運営事業者に建物を貸付け、協定を締結して実施していく。
- (3) 施設の整備主体はプロポーザル方式で選定することとした（資料 G-2）。

2 事業の実施

- (1) 施設の整備事業者はプロポーザル方式で株式会社内藤ハウス（以下「内藤ハウス」という）が選定された。内藤ハウスからの提案された計画案は、資料 G-3 のとおりのもので、鉄骨2階建て997.79㎡、工事金額5億7398万円（税込み）のものであった（資料 G-4）。
- (2) 本事業実施のために平成31年度予算として平成32年度から平成42年度までの間の公私連携型保育所等賃借料として5億9400万8000円の債務負担行為が大和市議会により承認された（資料 G-5）。施設工事代金は、この予算の中で賄われること

になり、施設工事代金として支払われた最終金額が122ヶ月分の賃借料（リース料）となる。その122ヶ月分の賃料の上限が債務負担行為として承認された5億9400万8000円ということになる。

(3) 内藤ハウスとは令和元年12月26日に今後完成する本施設について賃貸借期間令和3年2月1日から令和13年3月31日、賃借料（リース料）総額5億7398万円（税込み）の賃貸借契約が締結された（資料G-6）。この賃貸借契約（以下「当初契約」という）は、プロポーザル時点の内藤ハウスの提案をもとに契約したものであり、爾後、これに対して大和市こども部ほいく課、公共建築課、施設の運営を委託する民間法人を加えて内藤ハウスと協議し、施設の設計を確定していくことになる。その結果が第1回変更契約、第2回変更契約に反映されている。

(4) 内藤ハウスと当初契約を締結すると同時に設計はコア建築設計工房が担当した。大和市側の担当は、こども部ほいく課（ 課長、 係長）公共建築課（ 課長、 係長）であった。

(5) 第1回変更契約までに、前市長からは以下のような指示があり、これに対して以下のように対応したことが認められる。

① 令和元年12月23日、次の日の内藤ハウス来庁予定の前に前市長とほいく課 課長、 公共建築課長が打ち合わせを行っている。前市長からは、屋根の形状をヨーロッパの古城風にしたい、植栽がゴミ捨て場にならないような工夫を行うこと、階段の形状を意匠的によくするなど指示されている（資料G-7の1）。引き続き12月24日、前市長と定例会の参加メンバーと打ち合わせがあり前日の前市長の希望が説明された。屋根の形状を大きなこう配屋根をやめてヨーロッパの古城のように凸凹型にすることなど説明を受けている（資料G-7の2）。いずれも設計段階での変更の検討なので問題はない。

令和2年1月14日の第6回の定例会では、前市長の上記要望を受けて屋根形状を凸凹にする方針で検討を進めること、植栽を見直す方針が報告された。さらに門扉の位置、送迎保育者用のロッカーの設置などの要望について具体的検討がなされている（資料G-7の3）。これらの検討について特に問題はない。

② 令和2年3月25日内藤ハウス側が直接前市長に面会を行い前市長の要望に対する最終案を示して説明している。前市長から

はさらに今後の検討として外観の色、手すりの設置、ガラスを多用して防犯上の配慮や明るくするなどの提案がされている（資料 G-8 の 1）。これに対して、同年 3 月 31 日第 10 回定例会で 3 月 25 日の市長提案について対応検討を行っている（資料 G-8 の 2）。

- (6) これらの検討を経て、令和 2 年 6 月 17 日に第 1 回変更契約を締結している（資料 G-9）。これによると鉄骨 2 階建建物の床面積は 1, 146 m²で 58 m²増となり、工事費（賃借料総額）は 5 億 8550 万 8000 円、1152 万 8000 円増額となっている。主な仕様変更を挙げると、床面積増床により 1972 万円増額、庇からテラスへの仕様変更により 241 万円余の増額となっている一方、昇降式舞台の取りやめにより 400 万円減額、床仕上仕様の変更により 436 万円余の減額となり、その他差し引き 1152 万 8000 円増額という結果となっている。

第 1 回変更契約を締結する令和 2 年 6 月 17 日までは当初契約をもとにして協議しながら実際に建築するための実施設計を作成していく期間であり、この間にアイデアを出したり、当初契約について変更指示をしたりしても、工事上の問題はない。むしろ、そのための期間であると言える。また、第 1 回変更の公私連携型保育所等整備事業変更仕様書、施設概要変更説明書を見ても変更の理由及びその内容について特に問題はない。

- (7) 第 2 回変更契約までに、前市長からは以下のような指示があり、これに対して以下のように対応したことが認められる。

- ① 令和 2 年 6 月 23 日内藤ハウスと前市長面談。前市長から同年 3 月 25 日に指示があったガラスを多用することやコンセントを多くとるなどについて検討結果を説明している。なお、その打ち合わせの中で、前市長から 3 月 25 日から 6 月 23 日まで報告がなかったわけを問われた公共建築課の ■■■ 課長が「市長からの指示や運営事業者からの要望をなんとか実現できるように調整を重ねてきたが、意向に沿った変更作業を行うと予算を 4～5 千万円超過したため、予算に合わせるために何度も協議を重ね市長に報告できる時間がなかった」旨を報告した。これに対して、前市長から「予算が超過し、それを予算内に収めるような調整をしていたという背景が分かっていたら、今日はいろいろな指示は出さなかった。」と言ったという記載がある（資料 G-10 の 1）。本打ち合わせメモを作成した公共建築課

の■■課長のヒアリング結果からも前市長が「予算超過するの
が分かっていたらいろいろな指示はださなかった」という趣旨
のことを言ったかどうかはその後も前市長は様々な指示を出し
ているので明らかではないが、その日の打ち合わせは、「今後
も予算を超過するような場合は市長に相談し、概算を出しなが
ら事業をすすめていく方針であること」をこども部から発言し
ている。

また、この日は内藤ハウスから前市長に対して、施設の設計作
業が完了し、建物外観のイメージパース（最終案）が出来上がっ
たことから、工事着工前の改めて建物全体の確認と説明があつ
た（資料 G-10 の 2）。

② その後内藤ハウスは令和 2 年 7 月 7 日、同年 8 月 24 日、同
年 9 月 8 日、同年 9 月 30 日に来庁し現場状況を報告し、色、
形状、製品などの必要な承認事項を説明している（資料 G-11
の 1~4）。

③ 市役所担当者は、令和 2 年 10 月 15 日（市長との打ち合わ
せ）、同年 10 月 28 日（市長現場視察後の打ち合わせ）、同年
11 月 13 日（市長指示）、同年 11 月 17 日（市長報告後の
課題整理）、同年 11 月 26 日（本の門、雨だれ対策などの確
認事項について）、同年 12 月 1 日（現場定例会報告）、同年 1
2 月 3 日（スロープ等の確認事項）、同年 12 月 16 日（現場
定例会報告）、同年 12 月 22 日（現場定例会報告）、令和 3 年
1 月 26 日（現場確認）と協議の記録は残っている（資料 G-
12 の 1~11）。それらによればいろいろな決定事項は現場に遅
滞を生じさせないように理事者側から前市長の意向も踏まえ
たうえで現場へ速やかに指示が出されている。

④ 変更がある場合には、その都度打合せ簿を作成しており、そ
れらの変更はまとめて第 2 回の変更契約に反映されている（資
料 G-13）。

ア. 第 2 回変更契約にかかる打合せ簿は令和 2 年 7 月 7 日付、
令和 2 年 12 月 8 日付、令和 3 年 1 月 12 日付の 3 部が残さ
れている。打合せ簿にはそれぞれの変更に係る工事費の増減
が示されている。明らかに工事の進捗を踏まえ、工事費の増
減を確認したうえで現場に指示を出したものと思われる。し
たがってこれらの項目での問題となるやり直しはなかったと
みてよい（資料 G-14 の 1~3）。

ただし、令和3年1月12日付打合せ簿において、図書コーナー本棚の塗装の塗り直し、直接工事費で10万円という項目がある。調査によって、本棚は特定されたが何故塗り直しとなったのか、誰かの指示によるものだったのか否か等について判明しなかった。

(8) これらの検討を経て、第2回変更契約が、令和3年2月12日に締結された。工事金額は5億9398万9000円、848万1000円の増額である（資料G-13）。

第2回の主な変更は建具、ガラスパーテーション、鏡、図書スペースの仕様、横断防止柵の変更である、いずれも前市長、こども部ほいく課、公共建築課と内藤ハウスの合理的な協議の上で決定されている。

第4章 認定した事実に基づく受託者の意見

第1 やまと公園大規模改修工事について

1 前市長による不合理な工事のやり直し指示の有無について

前市長の本件工事に関する思い入れ、こだわり等は強いものであったと見受けられ、工事契約締結前から前市長による指示、要望は非常に詳細なものであったと理解できる。ただし、市民の代表たる前市長の立場に鑑みれば、細目的な部分に至るまで前市長が意見を述べることでそれ自体は、何ら問題がないといえる。

契約締結前から前市長と職員等との打ち合わせが密に行われていたことの成果として、工事それ自体は大きな問題もなく進行したと見られる。工事の最中、前市長から職員に対して様々な要望、指摘、指示等がなされており、中には従前の指示から変遷した指示がなされたこともあったようであるが、打ち合わせ記録等を精査する限り、その前市長の指示等により、合理的な理由のないやり直し工事が行われたり、そのために費用が増加したり、工事が遅延したという事実は認められない。

2 担当職員の対応について

それではどうして前市長による不合理な工事のやり直し指示を防げたのか。

(1) 担当職員による前市長との事前の綿密な打ち合わせ

やまと公園大規模改修工事当時、みどり公園課長であった■■■■氏は、受託者のヒアリングに対して、次のように述べた。

・やまと公園大規模改修工事は、前市長が非常に熱心に取り組ん

だものであり、デザイン等の細目に至るまで、こだわりがあったようである。

- ・そのため、かなり早い段階から何度も打ち合わせを重ねている。
- ・前市長から細かな指示等があったことは間違いないが、いずれにしても、工事のやり直し等が発生したとは認識していない。
- ・過去の経験（例えば、ポラリス併設の星の子ひろば等）から、問題が生じないように早い段階から細かな打ち合わせ等を丁寧に重ねた。その結果、大きな問題が生じなかったと理解している。

やまと公園大規模改修工事に関する前市長との職員等の打ち合わせ記録は、令和元年8月6日から始まる。やまと公園大規模改修工事に関する最も早い契約は令和2年11月25日であるから、その約1年3ヶ月前から打ち合わせ記録が残っているということになる。これらの前市長との打ち合わせ記録は詳細で前市長からどのような指示があったか、どのような理由によるものか、その時期はいつか、どのようなやりとりがあったか明らかにするものであった。この打ち合わせ記録が示すように、担当職員が前市長のやまと公園の大規模改修工事に関する思い入れが強いことや、前市長からはいつも細かな指示が契約や工事の時期に関係なくあることを十分に理解し、契約のかなり前から前市長との事前の綿密な打ち合わせを実施しながら進めてきたことが前市長による不合理な工事のやり直し指示を防げた最大の原因であると思料する。さらに、前市長が事前に何度も打ち合わせて最終決定したところに従って工事をしたにも関わらず、のちに現場で前市長が変更を求めたり、「イメージと違う。」などと言った際に、職員が今さら変更はできないと断ったことも見受けられる（資料 E-6、■■■■ヒアリング、■■■■ヒアリング）。

ちなみに、このような詳細な前市長との打ち合わせ記録は、前回の第三者調査、すなわち、やまと公園大規模改修工事よりも古い時期の公共工事等では見られなかったものである。

（2）前市長から打ち合わせ記録の修正指示があったことについて

受託者が、今回の調査をする中で前記の前市長と職員等との打ち合わせ記録が、令和4年4月以降のものにつき、同じ日付のものが2種類綴られていることが発見された（資料 E-7）。当時のみどり公園課長であった■■■■氏によれば、この打ち合わせ記録は工事がうまく回るために作っていたもので自分としては備忘録のつもりだったが、令和4年9月15日に前市長が■■■■氏が前市長との打

ち合わせ記録を作成していることを知って令和4年4月からの分を全て見せるように指示があり、令和4年9月21日に前市長にこれを提出した。以後記載内容について前市長と打ち合わせをして一部修正を求められたため、同じ日付の元のものとは修正後のものが2種類綴られているとのことであった（**ヒアリング**）。資料 E-8 の令和4年9月15日の打ち合わせ記録を見ると「市長から過去に提出した進捗状況の記載内容について「ルール上問題なく可能であれば」という記述が漏れていたり、不必要な雑談の記述もあるなど齟齬が見受けられるので後日確認したいという話がありました。」という記載があり、前市長からの上記の指示があったことが認められる。打ち合わせ記録の見直し協議の結果について新旧の記録の内容を比較すると、実際に「ルール上問題なく可能であれば」という文言を挿入したり（資料 E-8、E-9）、表題の「市長指示」を「市長調整」に変えたりしている。これらを見ると「指示のトーンを柔らかくする」（**ヒアリング**）程度の表現上の修正は見られるものの、従前のものと意味が異なるような修正がなされているわけではない。その意味では、前市長が何かを隠蔽しようとしたり、自身に都合の悪い記載の変更を求めたというような事実までは認められない。ただ、前市長が「ルール上問題なく可能であれば」ということを意識して打ち合わせ記録の修正を指示したという事実は、この時期に前市長が工事の変更を指示するにあたっては様々なルールを守らなければならないということを意識していたことがうかがえる。この点、前回の第三者調査の対象となった工事についての前市長の態度とは大きく異なり注目される点である。

(3) 星の子ひろばの遊具塗り直し問題に関する定例記者会見後の記者対応や調査特別委員会対応が話題に上がっていること

さらに、令和4年5月26日の前市長と職員等との打ち合わせ記録（資料 E-10）を見ると、「定例記者会見後の記者対応について」として、何故か、かなり前に終了しているはずのポラリスに併設された星の子ひろばの遊具塗り直し問題に関する記載が見られ、遊具の塗り直し費用が増額となった旨の説明がされている。この点に関して前市長は「塗り直し費用がいくら掛かるのかは聞いていません。」としている。やまと公園大規模改修工事やそのころ行われていた他の工事の記載であればともかく、この日に星の子ひろばに関する事項が記載されていることは唐突であることを否めず、奇異に感じられる。

この点、当時のみどり公園課長によれば、経緯は分からないものの、前市長からそのような言及があったことは確かであるとのことであった（**ヒアリング**）。时期的には、やまと公園大規模改修工事の真っ最中であり、星の子ひろばの工事からはだいぶ時間が経過している。

さらに調査したところ、同じ日の令和4年5月26日、一部マスコミから大和市に対して、ポラリスにおける工事完成後の変更についての取材が入っていた（資料 E-11）。そのことを耳にし、これを気にしていた前市長が当時のみどり公園課長との間で、そのような言及をした可能性はある。

また、令和4年6月1日には「調査特別委員会対応について」打ち合わせをして前市長から「星の子ひろば、やまと防災パーク、引地台公園の公園整備工事で完成後のやり直しがあったかを調べ、6月3日に書面で報告するよう」指示があった（資料 E-12 の 1）。これを受け、令和4年6月3日には、前市長から「基本、ルールに基づき行っているということではよいか？」という発言がなされている。（資料 E-12 の 2）

すなわち、前回の第三者調査で問題となった事項が徐々に顕在化しつつあった時期であり、前市長はそのことを気にしていたことがうかがえる。

3 結語

- (1) やまと公園大規模改修工事に関する各契約締結前を含め、前市長の職員に対する指示等は、いずれも細部にわたっていた。この前市長の傾向は、前回調査対象の時点と変化はなく、職員らもその対応には一定の苦慮があったことがうかがえる。

もっとも、市民の代表として、よりよいものを造るためには、前市長が一定の意見を述べることやその意見を実現するために細部にわたり指示を出すことが不適切なこととは言えない。これによって工事費用が増加したというわけでもなく、その対応に要する職員らの執務時間等が合理的な範囲を超えるものになったとも認められない。よって、この点自体は問題とするには及ばない。

- (2) 各契約締結後、工事着手後において、合理的な理由のないやり直し指示があったかについては、これまで見てきたとおり、そのような事実は認められなかった。前市長の言動のために、工事費用が増額したり、工期が不必要に延長したという事実も認められない。これらは各契約書面等、前市長と職員等との打ち合わせ記録、当時の

担当職員からのヒアリング、いずれからも認められないという意味である。

- (3) 当時の担当職員からは、過去の経験から前市長との打ち合わせ等をかなり早い時期から密に行ったこと、それが奏功し、大きな問題が発生することはなかったとの発言もあった。

ポラリス併設の星の子ひろばの問題を中心とする前市長の「過去の問題」については、やまと公園大規模改修工事の時点において、大和市職員の間を広まっていたと見られ、職員らにおいては、何らかの工事を行う場合、言うなれば「前市長対策」を十分に行う必要があるとの意識が共有されていたのではないかと思われる。職員らにそこまでの「気を遣わせた」原因は、過去のものを含めた前市長の言動、態度にあり、この点は一定の問題があったと言うべきである。

ただ、いずれにしても、やまと公園大規模改修工事においては、違法、不当というべき前市長の指示によるやり直し工事があったとは認められない。

第2 やまと公園内の休憩所の建設工事について

- 1 前述のとおり、やまと公園内の休憩所の建設工事についても前市長の不合理な変更指示によるやり直し工事はない。この結果を導いた大きな原因は次のように考えられる。
- 2 早い段階から専門家に委託して計画を作成したこと
 - (1) 令和2年公園全体の設計についてセントラルコンサルタント株式会社と契約を締結し、資料を作成させ、やまと公園についての前市長、みどり公園課、公共建築課の打ち合わせがほぼ週1回のペースで行われている。
 - (2) やまと公園休憩所については計画を本格化するために基本設計を委託するように契約事務を進める話が出ており、令和2年6月8日コンサルとして株式会社環研と設計委託を締結し、その後同社と監理委託契約をした。この件についても前市長は重要事業と考えており関心も高かったので、公共建築課長の■■■■氏にも言われ早めに専門家を入れて計画をする方が良いと判断したということである（■■■■ヒアリング）。
 - (3) こどもの城と同様、設計段階から十分な検討が行われ設計意図が明確になっていた。さらに本件工事では監理者の存在が明確になっており、その責任で的確な現場運営がされていたことで、工

事上の手戻りや無駄な支出が無かったことが指摘できる。

3 担当職員が事前に綿密に前市長との打ち合わせをしたこと並びに前市長との打ち合わせに最初から専門家を立ち合わせていたこと

(1) 令和3年12月21日の本契約締結までの間少なくとも20回以上の設計に関する会議を前市長含め行っている。担当の公共建築課■■■■係長（当時）は、「ポラリスのときに前市長から打ち合わせのときのイメージと違うと言われることも多々あって、それでは困るので前市長とはかなり早い段階から打ち合わせを重ねた。」と言っている。その結果建物の内容イメージについて前市長含む関係者全員共通認識ができてその後の工事についても有効だったと発言している（■■■■ヒアリング）。

(2) 工事着工後は必要に応じて市長室で公共建築課■■■■課長、みどり公園課から工程、決定が必要な色や材料サンプルの説明を行い、現場立ち合いの上、現場から直接説明を受け、環研の■■■■氏らの意見を聞いて決定し、書類で指示を行っていた。また、■■■■氏が専門的な観点で前市長に説明し対応していた。この点に関し、公共建築課の対応は的確であり、委託した環研の技術力がしっかりしていたことも評価できる。すなわち、公共建築課が監理委託者として、環研の■■■■氏が監理受託者として十分に調整機能が発揮されたものとみなせる。

(3) やまと公園休憩所の工事に関しても、やまと公園大規模改修工事の一環であるので、前記のとおり、星の子ひろばの遊具塗り直し問題に関する定例記者会見後の記者対応や調査特別委員会对応が話題に上がっていることから、前市長に意識変化があった可能性は否定できない。

第3 こどもの城について

1 こどもの城の建築工事は、本事業実施のために平成31年度予算として平成32年度から平成42年度までの間の公私連携型保育所等賃借料として5億9400万8000円の債務負担行為が大和市議会により承認され（資料G-5）、施設工事代金は、この予算の中で賄われることになり、施設工事代金として支払われた最終金額が122ヶ月分の賃借料（リース料）となる。年度予算額は、年度ごとに決められていくが総額としては債務負担行為として承認された5億9400万8000円であるならば「予算内」ということになる。

2 このような仕組みの中で、プロポーザルで採用された内藤ハウスか

ら提案された計画案に基づく工事契約を「当初契約」として、爾後、こども部ほいく課、公共建築課、施設の運営を委託する民間法人を加えて内藤ハウスと協議し、施設の設計を確定していくことになる。その結果が第1回変更契約、第2回変更契約に反映されている。

第1回変更契約をした令和2年6月17日までは、さらにその後の設計変更を踏まえた第2回変更契約の令和3年2月12日までは設計期間であり、この間に前市長の指示による変更があっても工事上の問題はない。今回の調査では、こどもの城建築工事に関し、第2回変更契約の後に前市長の指示による工事のやり直しやそれに伴う工事費の増額、工事期間の遅れという事実は確認されなかった。

- 3 とはいうものの、設計期間内において前市長の様々な指示は頻繁にあり、公共建築課の■■■■係長（当時）によればかなりの頻度で前市長に報告しその都度判断を仰いだといっている（■■■■ヒアリング）。その際の前市長の判断は次の定例会合で報告している。また、ほいく課の■■■■課長、公共建築課の■■■■係長（当時）はかなりの頻度で前市長と内藤ハウスを交えて工程が遅れないように懸案事項を決定してきたということが一件記録上うかがえる。工事着工後については理事者として前市長、ほいく課、公共建築課が現場で確認を行っている。変更がある場合打合せ簿があり第2回の変更に入れている。

こどもの城の建築工事に関しても、やまと公園の大規模改修工事や同公園の休憩所建築工事同様、このように担当職員が事前に綿密に前市長との打ち合わせをしたことや前市長との打ち合わせに最初から専門家の内藤ハウスを立ち合わせていたことが適正に工事が行われた大きな要因であると思われる。

- 4 第1回変更の公私連携型保育所等整備事業変更仕様書、施設概要変更説明書を見ると変更内容はすべて合理的で問題はない。

打合せ簿は令和2年7月7日付、令和2年12月8日付、令和3年1月12日付の3部が残されている（資料G-14の1~3）。打合せ簿にはそれぞれの変更に係る工事費の増減が示されているが、明らかに工事の進捗を踏まえ、工事費の増減を確認したうえで現場に指示を出したものであると思われる。従って、これらの変更は合理性を欠くものではないと判断できる。

ただし令和3年1月、図書コーナー本棚の塗装の塗り直し、直接工事費で10万円という項目がある（資料G-14の3）。塗り直された本棚は特定されたが、塗り直しの理由や塗り直しが前市長の指示によるものであったかどうかについて認定することはできなかった。

5 結語

前回調査したポラリスや IKOZA と異なり、公共建築課が主体となって工程を掌握し、遅延することなく発注者としての決定を行い、現場へ伝えていると評価できる。また、現場と変更に対する金額やその他工事への影響を前市長と協議したうえで正式に打合せ簿を作成し契約変更を行うという公共工事として適切な方法を実行していることにより工事の大きな手戻りや、問題を回避できていると思われる。

第5章 調査を終えて—今後に期待すること

今回の追加調査では、前市長の不合理な指示による工事のやり直しはなかったという結果である。このような結果は、担当職員による前市長との綿密な打ち合わせや早い段階から専門家を入れた前市長との調整が重要な役割を果たしたことは間違いない。このような担当職員の行動は、公共施設関連工事を発注する側として適切な方法であり、今後も継続することが望まれる。しかし、やはり市長を監視する責任は職員ではなく議会にある。前回の調査報告書で市長及び公共施設関連工事に対する議会の監視に関する提言したところをさらに充実されることを強く期待する。

以上